

## 緊急事態措置の実施に伴う工事、設計等委託 及び物品買入れ等の入札契約事務手続きについて

令和2年4月7日に内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されたことに伴い、都において緊急事態措置を実施することとなりました。

これを踏まえ、緊急事態措置の実施期間中である令和2年4月8日から5月6日までの入札契約事務手続きについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応として、ご理解・ご協力のほど、宜しくお願い致します。

### (1) 契約事務手続き中の案件への対応

緊急事態措置開始前から行われてきた契約事務手続きについては、原則として継続することとします。また、契約事務においては、入札の公正性等の確保に十分留意した上で、事業者の皆様の入札参加機会の確保を図ることを目的として、案件ごとに事情を勘案しつつ、紙入札との併用や書類を郵送等でやり取りするなど、その状況に応じて適切に対応致します。

なお、入札参加者の方から、緊急事態措置等に伴い、事業活動の継続が困難となったこと等を理由に、契約事務手続きの一時中断の申し出があった場合は、契約事務手続きの一時中断を含め、その後の対応を検討させていただきます。

### (2) 今後、契約事務手続きを開始する案件への対応

緊急事態措置の実施期間中に公告等を予定していた案件については、緊急事態措置が解除されるまでの間、原則、案件の公告等を行わないものとします。ただし、都民生活及び経済活動の確保のため、新型コロナウイルス感染症対策に関わる案件やライフラインに関わる案件、緊急に対応が必要な案件など、真にやむを得ないと判断される案件を除きます。

※なお、契約中の案件への対応については、財務局の東京都電子調達システムに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に関する、各局等への通知を掲載しております。お問い合わせ等がありましたら、各局等の工事監督部署等の監督員等にご相談ください。

#### 【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当 直通 03-5388-2607